

## 立体換地制度等に関するご質問・ご相談の受付

国土交通省では、コンパクトシティの形成促進に向けて、土地・建物一体型の市街地整備手法の一つである「土地区画整理事業の立体換地制度(土地区画整理法 93 条)」について、その運用改善や手続きの明確化を図るとともに、同制度の活用促進に向けた「立体換地活用マニュアル」等を平成 28 年 9 月に公表し、全国の地方公共団体等に対して周知に取り組んでおられます。

こうした中、(公社)街づくり区画整理協会では、立体換地制度をはじめ、機動的な街区再編に向けた土地・建物一体型の市街地整備手法についてのご相談をメール等で受けております。

気軽にご質問・ご相談をお寄せください。

また、立体換地制度についてのご質問・ご相談に対しては、(公社)街づくり区画整理協会と(公財)区画整理促進機構で連携して対応する予定です。

### ご質問・ご相談受付先

公益社団法人街づくり区画整理協会(担当: 篠、栗阪 )

TEL 03 - 3262 - 2089

E-mail [soudan@ur-lr.or.jp](mailto:soudan@ur-lr.or.jp)

### < 参考 >

公益財団法人区画整理促進機構(担当: 企画部 寺島、弘松、岡田)

TEL 03 - 3230 - 4513

E-mail [mail@sokusin.or.jp](mailto:mail@sokusin.or.jp)

### < 参考資料: 国土交通省 HP より >

「立体換地活用マニュアル」 <http://www.mlit.go.jp/common/001144995.pdf>

「機動的な街区再編に向けた土地・建物一体型の市街地整備手法活用マニュアル」の策定について(2016/9/1) <http://www.mlit.go.jp/common/001144994.pdf>